

北陸ビジネス福祉専門学校学則

【2026 年 4 月 1 日施行】

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、学校教育法の規定に従い、ビジネス社会及び医療・福祉・介護に役立つ専門的知識と技術を授け、豊かな教養を培うとともに、創造性に富む人間形成をはかり、良識あるビジネススペシャリストや介護福祉士及び福祉社会に役立つ人材を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、北陸ビジネス福祉専門学校と称する。

(所在地)

第 3 条 本校の本拠地を、富山市西中野本町 1 番 6 号に置く。

第 2 章 課程・学科等

(課程・学科等)

第 4 条 本校の課程・学科等及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
商 業 実 務 専 門 課 程	医 療 秘 書 学 科	2 年	2 0 名	4 0 名	昼間
	介 護 福 祉 学 科	2 年	2 0 名	4 0 名	昼間
	精 神 保 健 福 祉 学 科	1 年	2 0 名	2 0 名	昼間

(学年)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2. 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は、次のとおりとする。但し、校長が、特に必要と認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(4) 夏季休業日 7 月 2 5 日から 8 月 3 1 日

(5) 冬季休業日 1 2 月 2 5 日から 1 月 7 日

(6) 春季休業日 3 月 2 5 日から 4 月 7 日

第3章 授業科目・授業時間数及び教員組織

(授業科目・授業時間数・単位数)

第7条 本校の授業科目及び授業時間数・単位数は別表1～3のとおりとする。

2. 授業時間数と単位の換算は以下の各号の規定による。

(1) 授業日数を前期15週、後期15週とする。

(2) 授業時間数を単位に換算する場合においては、講義15時間、演習30時間、実習45時間で1単位とする。

(3) 介護福祉学科の1単位時間は45分、医療秘書学科、精神保健福祉学科の1単位時間は50分とする。

3. 精神保健福祉学科において、下記に該当する者は証明書類を確認のうえ、科目免除を行うことができる。

(1) 精神保健福祉学科において、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、別表3に定める総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

(2) 指定施設(精神保健福祉士法施行規則第2条)で1年以上相談援助業務に従事した後入学する者については、別表3に定める授業科目のうち、「ソーシャルワーク実習指導」及び「ソーシャルワーク実習」の履修を免除することができる。

(3) 社会福祉士の「相談援助実習」及び「ソーシャルワーク実習」を履修した者については、ソーシャルワーク実習のうち、60時間を上限として精神科病院等の医療機関以外の実習を免除することができる。

(成績評価)

第8条 授業科目の成績評価は、学年末において、定期試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。但し、学年末の時点で退学、休学している者に関しては、成績評価を行わない。

(始業・終業時刻)

第9条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

介護福祉学科 9時00分から16時10分まで

医療秘書学科 9時25分から15時50分まで

精神保健福祉学科 9時25分から16時50分まで

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 教員

- (3) 講 師
- (4) 事務職員
- (5) 学 校 医

- 2. 教員の定員、資格は専修学校設置基準並びに監督官庁の定めによる。
- 3. 校長は、校務を掌握し、所属教職員を監督する。
- 4. 講師は必要に応じて配置する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

- 第11条 本校に入学できる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定により、高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は監督官庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 2. 前項の同等以上の学力があると認められた者とは、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定及び同法施行規則第183条の規定により、次の各号の一つに該当する者とする。
 - (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者で、文部科学大臣が指定した者。
 - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
 - (3) 文部科学大臣の指定した者。
 - (4) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
 - (5) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。但し、大学入学資格の指定を受けた高等課程を修了した者や技能連携等により高等学校の卒業資格を得た者に限る。
 - 3. 精神保健福祉学科については、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者、その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第1条第3項で定める者。
 - (2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年のものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)、その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則第1条第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者。
 - (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
 - (4) 同条第1項または第2項に該当する者であって、指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添え、指定の期日まで出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対しては、入学試験及び書類審査を行い、入学を決定する。
- (3) 入学試験に合格した者は、合格通知を受け取った日から10日以内に第23条の入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(転入学)

第14条 本校への転入学を希望する者がある場合には、これを認めない。但し、特別な事情がある者には転入学を認めることがある。

(休学、復学)

- 第15条 学生が疾病その他、やむを得ない事由により、6ヶ月以上にわたり修学することができないときは、これを証明する書類を添えて保証人連署のうえ、休学を届け出なければならない。
2. 休学期間は1年を超えてはならない。但し、特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。なお、休学期間は在学期間に加算せず、休学期間にかかる学生納付金等は徴収しない。但し、納付済の場合は、学期の途中であっても、返還は行わない。
 3. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。復学する場合は原級に復するものとし、当該の学費（入学金を除く）を納付しなければならない。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記した書面により、校長の許可を受けなければならない。但し、所定の学費が納入されていない場合は、その納入をもって退学を認める。なお、所定の期日までに納入がない場合には、第21条第1項第1号に基づき除籍処分とする。

(課程修了の認定及び卒業の認定)

第17条 第7条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める授業時間数または単位数を履修した者に行い、卒業を認定する。但し、精神保健福祉学科は第3号における授業時間数を履修した者とする。

- (1) 医療秘書学科 1,800時間または91単位

- (2) 介護福祉学科 1,965 時間または 85 単位
- (3) 精神保健福祉学科 1,200 時間
- 2. 介護福祉学科にあっては、各履修科目の出席時間数が社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 7 条第 3 項(昭和 6 2 年厚生省令第 5 0 号)に定める時間数の 3 分の 2 (但し、介護実習については 5 分の 4) に満たない者については、当該学科の履修の認定はしない。
- 3. 精神保健福祉学科にあっては、各履修科目の出席時間数が精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第 5 条第 1 号ハ(平成 1 0 年厚生省令第 1 2 号)に定める時間数の 3 分の 2 (但し、ソーシャルワーク実習については 5 分の 4) に満たない者については、当該学科の履修の認定はしない。
- 4. 第 1 7 条第 1 項により、商業実務専門課程「医療秘書学科」を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を授与し、教育・社会福祉専門課程「介護福祉学科」を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

(留年)

- 第 1 8 条 前条において、進級又は卒業が認定されなかった者は、留年とする。但し、在学期間は第 4 条に定める修業年限に 2 を乗じたものを限度とする。

第 5 章 賞罰

(褒賞)

- 第 1 9 条 成績が優秀で他の模範となる者は、褒賞することができる。

(懲戒)

- 第 2 0 条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本文に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。
- 2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
 - 3. 校長は、次の各号に該当する者に退学を命ずることができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由なくして出席しない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

(除籍)

- 第 2 1 条 学生が次の各号に該当する場合は、除籍される。
- (1) 校長が定める日までに、学費を納入しないとき。
 - (2) 学生が死亡したとき。

第 6 章 科目履修生

(科目等履修生)

第22条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、これを認めない。

第7章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第23条 本校の入学検定料、入学金、授業料等は、次のとおりとする。

入学検定料	30,000 円
入学金	160,000 円
授業料（年額）	590,000 円（介護福祉学科） 590,000 円（医療秘書学科） 700,000 円（精神保健福祉学科） 但し、第7条第3項に該当する者は、減免する。
演習実習費（年額）	220,000 円（介護福祉学科1年次） 260,000 円（介護福祉学科2年次） 200,000 円（医療秘書学科1年次） 180,000 円（医療秘書学科2年次） 300,000 円（精神保健福祉学科） 但し、第7条第3項に該当する者は、減免する。
施設設備費（年額）	200,000 円（介護福祉学科1年次） 160,000 円（介護福祉学科2年次） 140,000 円（医療秘書学科1年次） 160,000 円（医療秘書学科2年次） 200,000 円（精神保健福祉学科）

2. 上記学費は校長が定める日までに納入するものとする。但し、分納及び延納願いが受理された場合は、この限りではないが、受理された計画に基づき納入が行われない場合は、督促のうえ、当該学生へ出席停止の処分を科すことがある。
3. 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者（推薦入学試験合格者を除く）については、原則として入学金を除く学費の返還に応じる。
4. 科目免除の申請があった場合、証明書類等を確認のうえ、該当科目の時間数を考慮し、算出された金額を免除する。
5. 留年における納付金の扱いは、不認定科目分のみとし、その算出は各学科とも修了すべき総時間数または総単位数に対する不認定科目の時間数または単位数の割合によるものとする。但し、この場合の解釈として、留年と決定した年度の次年度に不認定科目分を履修して学ぶ場合のことであり、1年以上の休学期間を挟む場合にはこの限りではない。
6. 既に納入された学費は、同条第3項に該当する場合以外返金しない。但し、明らかに重複または超過納入となった場合やその他校長が必要と認めた場合はこの限りでない。

第 8 章 健康診断

(健康診断)

第 2 4 条 健康診断は、年 1 回実施する。

第 9 章 学校評価、情報公開

(学校評価)

第 2 5 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達するため、本校における教育活動の状況について、自ら点検及び評価を行うとともに、5 年に一度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2. 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 2 6 条 本校は、教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第 1 0 章 細則

(施行細則)

第 2 7 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

第 1 1 章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第 2 8 条 附帯教育事業として、次の各号の事業を実施する。

(1) 介護職員初任者研修講座

(2) 介護福祉士国家試験対策講座

(3) 厚生労働大臣指定「福祉用具専門相談員」指定講習会

講 座 名	修業年限	授業時数	定員	備 考
厚生労働大臣指定 「福祉用具専門相談員」 指定講習会	6 日間	4 0	3 0 名	講習は昼間実施

(4) 介護福祉士実務者研修講座

講 座 名	修業年限	授業時数	定員	備 考
介護福祉士実務者研修講座	6 か月間	462	40 名	

規程については、別紙 1 のとおりとする。

2. 入学金・授業料・教育課程その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則の一部改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この学則の改正後の北陸ビジネス福祉専門学校学則、別表1から別表6までの規定は、平成11年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。

2. この学則の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。

この学則の改正後の北陸ビジネス福祉専門学校学則、別表1から別表7までの規定は、平成12年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。

3. この学則の一部改正（第15条修了の認定及び卒業の条件と第19条附帯教育事業）は、平成12年3月1日から施行し、第15条については平成11年度の卒業認定を受ける学生に適用する。
4. この学則の一部改正（第4条課程学科等、第7条授業科目・授業時間数、第10条入学資格、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成14年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
5. この学則の一部改正（第1条目的、第4条課程・学科等、第7条授業科目・授業時間数、第8条始業・終業時刻、第10条入学資格、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成14年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
6. この学則の一部改正（第4条課程・学科等、第5条学年、第6条休業日、第7条授業科目・授業時間数、第8条始業・終業時刻、第12条入学手続、第13条休学等、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成16年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
7. この学則の一部改正（第15条修了の認定及び卒業の条件）は、平成16年3月12日から施行し、平成15年度の卒業認定を受ける学生から適用する。
8. この学則の一部改正（第4条課程・学科等、第7条授業科目・授業時間数、第8条始業・終業時刻、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成17年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
9. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数）は、平成18年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
10. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数、第15条修了の認定及び卒業の条件）は、平成19年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
11. この学則の一部改正（第17条納付金）は、平成19年12月27日から施行する。但し、同条第4項については、平成20年度入学試験合格者から適用する。
12. この学則の一部改正（第4条課程・学科等、第7条授業科目・授業時間数、第9条教員組織、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成20年4月1日から施行する。
13. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数）は、平成21年4月1日以降に入学

する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。

14. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数）は、平成 23 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
15. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数、第 10 条 入学資格）は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
16. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数）は、平成 25 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
17. この学則の一部改正（第 19 条 附帯教育事業）は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
18. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数）は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
19. この学則の一部改正（第 15 条 修了の認定及び卒業の条件、第 17 条 納付金、第 19 条 附帯教育事業）は、平成 26 年 11 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 10 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
20. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数）は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
21. この学則の一部改正（第 19 条 附帯教育事業）は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
22. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数）は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
23. この学則の一部改正（第 19 条 附帯教育事業）は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
24. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数）は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
25. この学則の一部改正（第 8 条 始業・終業時刻）は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学する学生並びに同年 3 月 31 日現在在籍する学生について適用する。
26. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数 別表 2 (1)、(2)、第 17 条 納付金）の内、第 7 条 授業科目・授業時間数 別表 (1)、(2) については、令和 2 年 4 月 1 日以降入学する学生について適用する。同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。第 17 条 納付金の変更については、令和 3 年 4 月 1 日

降入学する学生より適用する。

27. この学則の一部改正（第6条 休業日）は、令和2年8月9日から施行する。
28. この学則の一部改正（第13条 休学、復学、第15条 修了の認定及び卒業の条件）は、令和3年度4月1日から施行する。
29. この学則の一部改正（第7条 授業科目・授業時間数 別表1～3、第8条 成績評価、第9条 始業・終業時刻、第10条 教職員組織、第11条 入学資格、第14条 転入学、第15条 休学、復学、第16条 退学、第17条 修了の認定及び卒業の条件、第20条 懲戒、第21条 除籍、第22条 科目等履修生、第23条 納付金、第25条 自己点検・評価、第26条 情報の積極的な提供、第27条 施行細則）の内、第7条 授業科目・授業時間数 別表1～3、第8条 成績評価、第9条 始業・終業時刻、第10条 教職員組織、第11条 入学資格、第14条 転入学、第15条 休学、復学、第16条 退学、第17条 修了の認定及び卒業の条件、第20条 懲戒、第21条 除籍、第22条 科目等履修生、第23条 納付金（金額変更除く）、第25条 自己点検・評価、第26条 情報の積極的な提供、第27条 施行細則については、令和4年4月1日から施行する。第17条 納付金（金額変更）については、令和5年4月1日以降入学する学生より適用する。
30. この学則の一部改正（第4条 課程・学科等、第7条 授業科目・授業時間数、第8条 成績評価、第15条 休学、復学、第16条 退学、第18条 留年、第21条 除籍、第23条 納付金）について、令和5年4月1日施行する。第7条 授業科目・授業時間数（医療秘書学科カリキュラムの変更）は、令和5年4月1日以降に入学する学生より適用する。第23条 納付金（学費の変更）は、令和6年4月1日以降に入学する学生より適用する。
31. この学則の一部改正（第7条 授業科目・授業時間数、第23条 納付金）について、令和6年4月1日から施行する。第7条 授業科目・授業時数（別表1～3 カリキュラムの変更）は、令和6年4月1日以降に入学する学生より適用する。第23条 納付金（学費の変更）は、令和7年4月1日以降に入学する学生より適用する。
32. この学則の一部改正（第7条 授業科目・授業時間数、第9条 始業・終業時刻、第14条 転入学、第17条 修了の認定及び卒業の要件）については、令和6年6月1日から施行する。
33. この学則の一部改正（第7条 授業科目・授業時間数・単位数、第11条 入学資格、第17条 課程修了の認定及び卒業の認定、第20条 懲戒、第21条 除籍、第23条 納付金、第25条 学校評価）について、令和8年4月1日から施行する。第7条 授業科目・授業時間数・単位数、第11条 入学資格、第17条 課程修了の認定及び卒業の認定、第23条 納付金（第5項）については、令和8年4月1日以降に入学する学生より適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。また、第23条 納付金（第1項）については、令和9年4月1日以降に入学する学生より適用する。

別紙 1

北陸ビジネス福祉専門学校 介護福祉士実務者研修講座 規程

第 1 条（目的）

北陸ビジネス福祉専門学校（以下、「本校」という）は、介護福祉士の養成教育を土台として、介護実務経験者のための介護福祉士実務者養成施設を設置する。本校では介護福祉士に必要な知識・技術・価値を習得させ、専門職としての技能と教養を培うと共に介護福祉現場、地域福祉へ貢献し得る人材を育成することを目的とする。

第 2 条（名称・所在地）

本校は、「北陸ビジネス福祉専門学校 介護福祉士実務者研修講座」と称する。

- 2 本校の所在地は、富山県富山市西中野本町 1 番 6 号に置く。
- 3 研修会場は、所在地以外に必要なに応じて設置する。

第 3 条（課程学科・修業年限・定員）

本校の課程学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

（1）課 程 名：通信教育課程

（2）修業年限：6 か月間

受講生は 1 年を超えて在学できない。

（3）定 員：4 0 名

第 4 条（養成課程・授業方法）

（1）養成課程（カリキュラム）は、別表 1 のとおりの科目、時間数とする。

（2）授業方法

通信授業（レポート教材提出）とし、別表 1 に規定のとおり面接授業（スクーリング）を実施する。

第 5 条（入学時期）

本校の入学時期は、課程の開始日とする。

第 6 条（入学資格）

本校への入学資格は、介護福祉士となる意志のある者とする。

第 7 条（手続・入学者の選考）

入学志願者は指定の期日までに、本校指定の書類に必要事項を記入し応募する。入学者の選考は行わず、定員に達し次第締め切りとする。但し、若干名の待機者を設ける。

- 2 受付終了後、期日までに指定された書類を提出し、第 8 条に規定する学費等を指定期日まで

に納入する。

第8条（学費等）

本校に入学するための学費（入学金、授業料、教材費、その他諸費用等）は、別表2の規定のとおりとする。

- 2 すでに納入された学費は、これを返還しない。但し、第5条に規定する入学時期より前に申し出た場合には別途協議の上、入学金を除く学費を返還することがある。
- 3 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに学費等の支払がない場合は、除籍処分となる。

第9条（休学・退学）

休学・退学・復学の希望があった場合は、面接相談の上、認めることができる。但し、その場合、学費等は返金しないものとする。

第10条（履修方法）

通信授業は、別表1に定める科目を決められたスケジュール表に基づいて、受講生が教材等で学び、定められた期間内に、科目ごとの提出課題を提出し、修了評価を受けなければならない。

- 2 面接授業は、本校の教室及び演習室、本校が指定する施設において実施する。面接授業の指定時間は別表1のとおりとする。
- 3 面接授業については、原則として欠席は認めない。ただし、やむを得ない事由により、有料にて補講を受けることができる。
- 4 受講生は学習内容について相談、質疑等がある場合は、質問表や電子メールによって行うことができる。

第11条（評価方法）

各科目の評価は修了試験又はレポート課題をもって行い、60点以上の者を合格とする。不合格の者については課題等を提出させ、再度評価を行う。

第12条（課程修了の認定）

課程修了の認定は、指定された研修による免除科目を除き、別表1に規定するすべての通信授業、面接授業にて合格判定を受け者に対して行う。

第13条（卒業）

所定の修業期間在籍し、課程修了の認定を受けた者に対して、修了証を交付する。

第14条（教職員組織）

本校には次の職員を置く。

- (1) 学校長 1名

- (2) 講座長 1 名 (教務に関する主任者とする。)
 - (3) 専任教員 1 名 (教務に関する主任者を兼ねることができる。)
 - (4) 非常勤講師 3 名 (面接授業及び通信授業を担当することができる。)
 - (5) 事務職員 1 名
- 2 学校長は本校を代表し、校務全般を統括する。
 - 3 専任教員及び非常勤講師は、受講生の教育をつかさどる。
 - 4 事務職員は事務に従事する。

第 15 条 (懲戒)

学校長は、学生の本分に反する行為があったと認められるときは、これに懲戒を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告、及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 在籍期間を超えた者
 - (2) 履修状況が著しく遅く成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく、課題提出ができない者
 - (4) 面接授業時にクラスの秩序を乱す等、学校の指示に反した者

第 16 条 (規程変更)

この規程に定めのない規則等については、別途定める。

- 2 この規程は、学校運営会議に諮り変更することができる。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

【添付書類】

別表 1：実務者研修養成課程 (カリキュラム)

別表 2：学費等一覧表

別表1:実務者研修養成課程(カリキュラム)

実務者研修課程（カリキュラム）	科目 No.	科目 領域	研修科目	履修方法	履修時間数					
					無資格者	初任者研修 修了者	訪問介護養成研修修了者			介護職員基礎 研修修了者
							3級課程	2級課程	1級課程	
	1	人間と社会	人間の尊厳と自立	通信授業	5	免除	免除	免除	免除	免除
	2		社会の理解Ⅰ	通信授業	5	免除	免除	免除	免除	免除
	3		社会の理解Ⅱ	通信授業	30	30	30	30	免除	免除
	4	介護	介護の基本Ⅰ	通信授業	10	免除	10	免除	免除	免除
	5		介護の基本Ⅱ	通信授業	20	20	20	免除	免除	免除
	6		コミュニケーション技術	通信授業	20	20	20	20	免除	免除
	7		生活支援技術Ⅰ	通信授業	20	免除	免除	免除	免除	免除
	8		生活支援技術Ⅱ	通信授業	30	免除	30	免除	免除	免除
	9		介護過程Ⅰ	通信授業	20	免除	20	免除	免除	免除
	10		介護過程Ⅱ	通信授業	25	25	25	25	免除	免除
	11		介護過程Ⅲ	面接授業	45	45	45	45	45	免除
	12	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	通信授業	10	10	10	10	免除	免除
	13		発達と老化の理解Ⅱ	通信授業	20	20	20	20	免除	免除
	14		認知症の理解Ⅰ	通信授業	10	免除	10	10	免除	免除
	15		認知症の理解Ⅱ	通信授業	20	20	20	20	免除	免除
	16		障害の理解Ⅰ	通信授業	10	免除	10	10	免除	免除
	17		障害の理解Ⅱ	通信授業	20	20	20	20	免除	免除
	18		こころとからだのしくみⅠ	通信授業	20	免除	20	免除	免除	免除
	19		こころとからだのしくみⅡ	通信授業	60	60	60	60	免除	免除
	20	医療的ケア	医療的ケア	通信授業	50	50	50	50	50	50
	21		医療的ケア演習	面接授業	12	12	12	12	12	12
通信授業時間数					405	275	375	275	50	50
面接授業時間数					57	57	57	57	57	12
合計履修時間数					462	332	432	332	107	62

別表2 :学費等一覧表

単位:円

取得資格名 (研修時間)		入学金	授業料	教材費	学費合計	備 考
無資格者 (462時間)		10,000	100,000	30,000	140,000	6か月間 在籍
初任者研修修了者 (332時間)		10,000	80,000	25,000	115,000	6か月間 在籍
訪問介護養 成研修修了 者	3級課程 (432時間)	10,000	100,000	25,000	135,000	6か月間 在籍
	2級課程 (332時間)	10,000	80,000	25,000	115,000	6か月間 在籍
	1級課程 (107時間)	10,000	40,000	20,000	70,000	6か月間 在籍
基礎研修修了者 (62時間)		10,000	20,000	20,000	50,000	6か月間 在籍

※上記の金額には、消費税が含まれております。

※教材費には、指定教科書、通信レポート課題集、通信授業管理費が含まれます。

別表1

商業実務専門課程「医療秘書学科」カリキュラム編成表

科目区分	必修・ 選択の別		授 業 科 目	第 1 学年	第 2 学年	単位数 計	授業時数
				年間単位数	年間単位数		
専門科目	必修	福祉基礎教科 医療・保健	健康とは、疾病とは（講義）	2	0	2	30
			患者論（講義）	1	0	1	15
			医の倫理（講義）	0	1	1	15
			からだの構造と機能（講義）	3	3	6	90
			臨床検査（講義）	1	0	1	15
			薬の知識（講義）	0	3	3	45
			医療にかかわる用語（講義）	3	0	3	45
			コミュニケーション論（演習）	1	0	1	30
		医療秘書専門教科	医療秘書概論・医療秘書実務（講義）	2	0	2	30
			医療秘書概論・医療秘書実務（演習）	2	2	4	120
			医療情報学・医療情報処理（講義）	2	0	2	30
			医療情報学・医療情報処理（演習）	2	3	5	150
			医療関係法規概論（講義）	0	3	3	45
			医療秘書認定試験対策（講義）	0	8	8	120
			医療事務検定対策（演習）	4	0	4	120
			医療実務実習（実習）	0	1	1	60
			医療保険事務（講義）	6	2	8	120
			介護保険事務（講義）	0	4	4	60
			登録販売者試験（講義）	2	0	2	40
			医師事務作業補助（講義）	0	4	4	60
			デンタルアテンダント（演習）	1	0	1	30
	選択必修	医療事務コース 医療クラス	日レセインストラクター（講義）	0	3	3	50
			ホスピタルコンシェルジュ（講義）	0	2	2	30
			医療事務管理士（講義）	0	4	4	60
		調剤・登録販売者コース	調剤請求事務（講義）	0	4	4	60
	登録販売者試験（講義）		0	5	5	80	
一般科目	必修	一般科目	接遇対応マナー（演習）	2	1	3	90
			OA実習（ワード・エクセル・パワーポイント）（演習）	3	1	4	130
			秘書検定（講義）	4	0	4	60
			ビジネス能力（講義）	4	0	4	60
			硬筆書写（演習）	1	0	1	50
必修科目単位数及び授業時数				46	36	82	1,660
選択必修科目単位数及び授業時数				0	9	9	140
卒業に必要な総単位数及び授業時数				46	45	91	1,800

別表2

教育・社会福祉専門課程「介護福祉学科」カリキュラム編成表

選択・必修の別	科目区分		授業科目	第1学年	第2学年	単位数計	授業時数
				年間単位数	年間単位数		
必修	人間と社会	解の人間	人間の尊厳と自立（講義）	2	0	2	30
			人間関係とコミュニケーション（講義）	4	0	4	60
		解の社会	社会の理解A（講義）	0	2	2	30
			社会の理解B（講義）	0	2	2	30
		会と人間	ビジネスマナー（文章表現法）（講義）	2	0	2	30
			レクリエーション支援の基礎（演習）	2	0	2	60
	介護	介	介護の基本Ⅰ（講義）	4	0	4	60
			介護の基本Ⅱ（講義）	4	0	4	60
			介護の基本Ⅲ（講義）	0	4	4	60
			コミュニケーション技術A（演習）	1	0	1	30
			コミュニケーション技術B（演習）	1	0	1	30
			生活支援技術A（演習）	2	0	2	60
			生活支援技術B（演習）	2	0	2	60
			生活支援技術C（演習）	2	0	2	60
			生活支援技術D（演習）	2	0	2	60
			生活支援技術E（演習）	0	2	2	60
			介護過程Ⅰ（演習）	1	0	1	30
			介護過程Ⅱ（演習）	1	0	1	30
			介護過程Ⅲ（演習）	0	2	2	60
			介護過程Ⅳ（演習）	0	1	1	30
			介護総合演習Ⅰ（演習）	1	0	1	30
			介護総合演習Ⅱ（演習）	1	0	1	30
			介護総合演習Ⅲ（演習）	0	1	1	30
			介護総合演習Ⅳ（演習）	0	1	1	30
			介護実習Ⅰ（実習）	4	0	4	180
			介護実習Ⅱ（実習）	0	6	6	270
	こころとからだのしくみ		発達と老化の理解Ⅰ（講義）	2	0	2	30
			発達と老化の理解Ⅱ（講義）	2	0	2	30
			認知症の理解Ⅰ（講義）	2	0	2	30
			認知症の理解Ⅱ（講義）	0	2	2	30
			障害の理解Ⅰ（講義）	2	0	2	30
			障害の理解Ⅱ（講義）	0	2	2	30
			こころとからだのしくみⅠ（講義）	2	0	2	30
			こころとからだのしくみⅡ（講義）	2	0	2	30
			こころとからだのしくみⅢ（講義）	0	2	2	30
			こころとからだのしくみⅣ（講義）	0	2	2	30
	医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア（講義）	0	5	5	75
			医療的ケア（救急蘇生含む）（演習）	0	1	1	30
	国家試験対策（演習）			0	1	1	30
選択	美容プロデュース専攻	美容福祉（演習）	1	0	1	30	
	ヘルスケア専攻	ヘルスケア福祉（演習）	1	0	1	30	
必修科目単位数及び授業時数				48	36	84	1,935
選択必修科目単位数及び授業時数				1	0	1	30
卒業に必要な総単位数及び授業時数				49	36	85	1,965

* 1 同一科目名称でⅠ・Ⅱ・Ⅲ～とあるのは履修順序を示す。

* 2 同一科目名称でA・B・C～とあるのは履修順序を示さない。

別表3

教育・社会福祉専門課程「精神保健福祉学科」カリキュラム編成表

科目区分	必修・ 選択の別	授業科目	第1学年	単位数 計	授業時数
			年間単位数		
共通科目	必修	医学概論（講義）	2	2	30
		心理学と心理的支援（講義）	2	2	30
		社会学と社会システム（講義）	2	2	30
		社会福祉の原理と政策（講義）	4	4	60
		地域福祉と包括的支援体制（講義）	4	4	60
		社会保障（講義）	4	4	60
		障害者福祉（講義）	2	2	30
		権利擁護を支える法制度（講義）	2	2	30
		刑事司法と福祉（講義）	2	2	30
		社会福祉調査の基礎（講義）	2	2	30
		ソーシャルワークの基盤と専門職（講義）	2	2	30
		ソーシャルワークの理論と方法（講義）	4	4	60
専門科目	必修	精神医学と精神医療（講義）	4	4	60
		現代の精神保健の課題と支援（講義）	4	4	60
		精神保健福祉の原理（講義）	4	4	60
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）（講義）	4	4	60
		精神障害リハビリテーション論（講義）	2	2	30
		精神保健福祉制度論（講義）	2	2	30
実習演習科目	必修	ソーシャルワーク演習（演習）	1	1	30
		ソーシャルワーク演習（専門）（演習）	3	3	90
		ソーシャルワーク実習指導（実習）	2	2	90
		ソーシャルワーク実習（実習）	4	4	210
必修科目単位数及び授業時数			62	62	1,200
選択科目単位数及び授業時数			0	0	0
卒業に必要な単位数及び総授業時数			62	62	1,200

※学則第7条第3項に該当する者は、履修を免除する。